

# 保安林（保安施設地区）調査委託歩掛

令和5年8月

保安林（保安施設地区）指定調査委託歩掛

1.保安林指定予備調査

保安林指定を要する区域に係る土地の境界及び権利関係に係る次の調査を行う。

- ①地籍図または地籍図案の複製
- ②保安林指定同意書と登記簿の照合
- ③森林計画図上における要指定地の位置特定
- ④要指定地についての報告

保安林指定予備調査

(1箇所当たり)

測量技師補	0.70人
-------	-------

2.保安林指定及び保安施設地区現地調査

県の指示する要指定地について、現地において次の調査を行う。

- ①林況調査
- ②治山事業との関係調査
- ③受益対象調査
- ④要指定地の外観調査
- ⑤伐採種区分調査

保安林指定現地調査

(1箇所当たり)

測量技師補	1.0人
測量助手	1.5人
軽作業員	0.5人

保安施設地区調査外業

(1箇所当たり)

測量技師補	1.0人
測量助手	2.0人
軽作業員	0.5人
測点杭(白ペンキ塗り 3×3×100cm)	7.0本
測点杭(白ペンキ塗り 5×5×150cm)	1.0本

3.保安林指定及び保安施設地区指定調書作成

次の書類を作成する。

- ① 保安林又は保安施設の指定に係る調査
  - ①-1 保安林の指定に係る調書

- ①-2 保安施設地区の指定に係る調書
- ② 保安林指定調査地図 または 保安施設地区指定調査地図
- ③ 位置図
- ④ 「保安林指定予備調査」及び「安林指定及び保安施設地区現地調査」で収集、作成した書類
  - ④-1 地籍図または地籍図案の複製物
  - ④-2 筆界、樹種、混合歩合、疎密度及び下層植生の参考となる写真
  - ④-3 無立木面積の算出方法がわかる資料
  - ④-4 要指定地の外観写真
  - ④-5 択伐または禁伐の区域の参考となる写真
  - ④-6 その他
- ⑤ 要指定地の外周を示すシェープファイル

なお、②、③における要指定地の外周については⑤と同様のデータを用いるものとする。

保安林指定内業

(1箇所当たり)

測量技師補	0.3人
測量助手	1.0人
雑品	1%

※雑品は直接人件費の1%

保安施設地区調査内業 (1箇所当たり)

測量技師補	0.3人
測量助手	0.5人
雑品	1%

※雑品は直接人件費の1%

4.保安林付属図作成

保安林指定箇所、保安林台帳付属図が未整備な箇所について付属図の作成を行う。

保安林台帳付属図作成(内業) (1筆当たり)

製図工	0.04人
雑品	5%

※雑品は直接人件費の5%

5.打合せ協議 (1業務当たり)

技師(A)	2.0人
測量技師補	3.0人
測量助手	1.0人

6.業務の職種は次のように読み替えるものとする。

測量技師補 → 技術員

測量助手 → 助手

7.旅費交通費

(kmあたり)

車賃	29円
----	-----

箇所ごとに、基地～現場までの往復距離による。

基地は高知市とする。

業務ごとに、基地～現場までの往復距離はkm単位で整数止め（整数以下切り捨て）とする。

5人乗りライトバンにより積上げた額である。

なお、離島等については、職員の旅費に関する条例に準じて、別途船賃等を計上すること。

8.諸経費

治山林道必携（委託業務設計積算編）第3部測量業務積算基準第1章測量業務積算基準1-3-1測量業務費2諸経費を準用すること。

また、内容は次のように読み替えるものとする。

測量作業→本業務

直接測量費→直接業務費

#### 9.電子成果品作成費

治山林道必携（委託業務設計積算編）第3部測量業務積算基準第1章測量業務積算基準1－3－5電子成果品作成費を準用すること。